

佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人々が集い魅力と活力に溢れた商店街を創出するための事業等に取り組む商工会議所又は市内の商店街で組織する事業協同組合等に対し、それらの事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付において必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における各号の用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 「補助金」とは、佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金をいう。
- (2) 「補助事業」とは、別表1に掲げる対象事業をいう。
- (3) 「補助事業者」とは、補助事業を行なう者をいう。
- (4) 「国等補助事業」とは、補助事業のうち、国及び県等の制度に基づく補助金の交付を、その補助金に係る要綱（以下「国等の要綱」という。）により受けられる事業をいう。
- (5) 「商工会議所」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。
- (6) 「事業協同組合等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は協同組合連合会
 - イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
 - ウ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者が10名以上又は構成員数の30パーセント以上で構成される任意の商店街団体
 - エ その他アからウのいずれかに準ずるものとして市長が認めるもの

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、補助事業にかかる経費であって、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を申請しようとする日の属する会計年度及びその前年度以前の5年間において、これまで交付が決定された国・県・市その他団体等の補助事業について不適切な処理があった者の実施する事業については、補助金の対象としない。

(補助条件)

第4条 補助金の対象となる事業については、他の制度の補助金を受けることはできない。但し、他の補助制度が佐世保市の補助を要件としている場合又はその他市長が特別に認める場合はその限りではない。

(補助率等)

第5条 第3条に規定する経費に対する補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

2 算定した補助金の1,000円未満の端数については切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、市長が定める期日までに、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業説明書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) その他別表2に掲げる書類のうち市長が必要と認めるもの

2 補助金の交付申請を行おうとする補助事業者は、その申請時に消費税仕入控除税額(当該補助金に係る補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税相当額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の補助金交付の申請があったときは、申請書等の内容を審査し、交付が適当であると認めるときは交付を決定する。但し、交付を決定するにあたり、市長は必要に応じ、補助事業者から意見を聞くことができる。

2 前項の申請書等の審査において、市長が調査を必要と認めるときは、補助事業者はこれに協力しなければならない。

3 市長は、交付決定をする場合において、補助金の目的及び適正な執行に必要と認める条件を付すことができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及び条件等について交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知する。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、その交付決定の内容又は条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に書面により申請を取下げることができる。

(変更又は中止)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更申請書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。但し、市長が軽微な変更と認めた場合は、この限りではなく、その軽微な変更とは別表1に定める変更とする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、補助金の交付の決定内容を変更し、変更後の決定内容について、変更決定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知する。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、12月1日現在における補助事業の遂行状況について遂行状況報告書（様式第8号）に関係書類を添えて12月5日までに市長に提出しなければならない。但し、12月1日までに補助事業を完了又は廃止したとき及び、第6条第1項に規定する書類のとおり当該年度内の事業完了が確実である場合を除く。

2 前項の規定に関わらず、市長は、補助事業の適正な執行を期するため必要があるときは、補助事業者に対し補助事業の遂行状況について報告を求め、助言を行なうことができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えて実績報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第11号)

(2) 補助対象事業に要した費用を証する書類

(3) 事業の成果を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行う場合において、消費税仕入控除税額が明らかになったときには、その金額（減額して交付申請を行った場合にあっては、その金額のうち減じて申請した額を上回る部分の金額）を補助金額から減じ、市長に報告しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額が確定したときには、その金額（減額して申請又は報告を行った場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金額から減じ、速やかに消費税仕入控除税額報告書（様式第12-2号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に確定通知書（様式第13号）により通知する。

(交付請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業の性質により、市長が特に必要があると認めるときは、第8条による交付決定後、補助金を概算払により交付することができる。この場合においては、交付請求書（概算払）（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第15条 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき、また、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り

消すことができる。

- (1) 役員等（補助事業者等が個人である場合にはその者を、補助事業者等が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) その他市長が不適正と認めたとき。
- 2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の全部又は一部の返還及び補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 3 前項に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、返還の命令を受けたときから30日以内とし、期限内に納付されない場合は、未納に係る期間に応じて10.95パーセントの割合で計算した延滞金を課する。

（補助金の経理等）

第16条 補助事業者は、補助金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第17条 補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、大蔵省令に定めのない財産については補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（昭和53年通商産業省告示第360号）に定められている耐用年数に相当する期間内においては、市長の承認を受けずに、取得財産等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は債務の担保に供してはならない。
- 3 前項の規定により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市長に納付させることができる。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 佐世保市商店街活性化支援事業実施要綱及び佐世保市イベント助成事業実施要綱は、廃止する。

3 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

4 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

6 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

7 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表1（第3条、第5条、第10条関係）

対象事業	事業内容	補助率		補助額	
1 商店街共同施設等整備事業	商店街の活性化を目的として実施する環境整備事業（休憩施設、商店街の公衆便所、共同駐車場、アーケード、防犯カメラ、街路灯・アーチ・案内板、放送設備、教養文化施設等）、その他商店街の環境整備に役立つ事業	(1) 補助対象経費の1/3以内	(2) ただし、国等の要綱に規定する国等補助事業に該当し、その補助金の交付を受けられる場合には、市の単独での補助率は4/10以内とし、その国等の要綱の規定により交付される補助金の補助率を加算した率を上限とする。	(1) アーケードの建設・整備に係る本体工事又は改修工事については1,000万円、その他は500万円を補助金の上限額とする。	(2) ただし、国等の要綱に規定する国等補助事業に該当し、その補助金の交付を受けられる場合には、市の単独での補助額は、4/10以内とし、その国等の要綱の規定により交付される補助金を加算した額を上限とする。
2 高度情報化促進事業	ホームページ作成、インターネットショッピングモールの開設等地域への情報発信やその他商店街の活性化に役立つ高度情報化事業		(3) その他市長が特別に必要であると認める場合は、別に定める。	(1) 上限額 500万円	
3 空き店舗対策事業	空き店舗を活用し、商店街の活性化を目的として実施する事業（チャレンジショップ等）			(1) 上限額 400万円	
4 活性化計画策定事業	商店街の活性化を目的として実施する基本計画等の策定を行う事業	(1) 補助対象経費の1/2以内		(1) 上限額 100万円	
5 活性化研究会・講習会事業	商店街の活性化を目的として実施する研究会や講習会、先進地視察等の事業			(1) 上限額 30万円	
6 イベント事業	地域との交流促進、賑わい創出等を通して商店街の活性化や地域に密着した商店街づくりを実施するイベント事業	(1) 補助対象経費の1/3以内		(1) 上限額 50万円	
7 その他の商業活性化事業	商店街等の活性化を目的として実施するもので、特別に市長が必要と認める事業	(1) 市長が別に定める。		(1) 市長が別に定める。	

(注) 1 軽微な変更とは、補助額の変更を伴わないものであって、補助目的及び補助率に関係がない事業計画細部の変更又は経費配分における事業内容ごとの補助対象経費の20パーセント以内のものをいう。

2 算出した補助額が5万円以下の場合、補助金を交付しないものとする。

別表2（第6条第3号、様式第1号関係）

申請書に添付する書類

書類名	備 考
1 商店街の概要を示す図面	すべての場合
2 見積書の写し	原則2社以上
3 業者選定理由書	複数の業者から契約予定業者を選定した理由
4 土地の登記簿謄本	補助事業者の所有する土地に補助対象施設を設置するとき
5 土地又は建物所有者の承諾書の写し	補助事業者の所有しない土地、建物内に補助対象施設を設置するとき
6 図面又はカタログ	図面は見取図（立面図及び平面図）とする
7 総会又は理事会議事録	
8 組合員・会員名簿	
9 建築確認通知書の写し	建物、工作物の場合
10 道路占用許可書の写し	道路に設置若しくは影響する場合（街路灯、アーチ、アーケードの場合等）
11 管理運営計画書	駐車場設置、駐輪場及び防犯カメラ等の場合
12 許可証の写し	補助申請施設の設置が法令により許可を必要とする場合
13 定款又は会則	
14 組合等の登記簿謄本	
15 団体の役員名簿	任意団体の場合
16 予算・決算関係書類 （事業報告書、貸借対照表、 損益計算書、財産目録等）	任意団体にあつては、前年度決算書、予算書、事業報告及び決算書等
17 事業着手前の写真	事業実施予定場所の全体がわかるものを含む
18 その他の書類	市長が必要と認めた場合

年 月 日

佐 世 保 市 長 様

住所
団体名
代表者名
電話番号

佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付申請書

佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金の交付を受けたいので、佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、本申請を行うにあたり、裏面の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、補助金等の交付決定の全部又は一部が取り消されることについて同意します。

なお、誓約事項の事実確認のため、長崎県警察本部へ申請者情報に関する紹介がなされる場合があることを承諾します。

記

1 交付申請額 円

2 関係書類

- (1) 事業説明書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他

※添付書類

別表2に掲げる書類のうち市長が必要と認めるもの。

誓約事項

- ① 私は、「佐世保市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）」（以下、「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- ② 私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
 - （1） 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者。
 - （2） 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 9 条第 21 号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - （3） 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - （4） 法律上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の不当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与したもの
 - （5） 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者。
 - （6） その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者

様式第2号（第6条第1号）

事業説明書

事業の目的	
事業の名称	
事業内容	
実施場所	・ 設置予定場所又は実施予定場所
実施予定時期	・ 契約、着工及び事業完了予定年月日又は事業スケジュール
事業の効果	（事業終了後の商業活性化への取組みについても記入）
現況	(1) 最近の現況、①商店数 ②販売額の動向 ③来客数の動向（増減傾向等） (2) 大型店進出の現況、(3) 空き店舗の発生現況、(4) 商業振興プランの概要、 (5) 商店街活性化への取組み状況
その他	

様式第3号（第6条第2号）

収支予算書

収入の部

（単位：円）

科目	予算額	補助率・負担率	摘要
市補助額			
計			

支出の部

事業内容	科目	金額 (補助対象経費)	積算明細
	小計		
	小計		
	小計		
	小計		
合計			

（注） 委託費については、委託内容を明確にすること。

佐世保市指令 商第 号
年 月 日

様

佐世保市長 印

佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金の交付を下記のとおり決定したので、佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 交付の条件等

佐 世 保 市 長 様

住所
団体名
代表者名
電話番号

佐世保市魅力ある商店街創出支援事業変更申請書

年 月 日付 佐世保市指令 商第 号により交付決定のあった佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金について、下記のとおり補助対象事業を変更したいので、佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

4 関係書類

- (1) 事業説明書（様式第2号）
- (2) 収支予算書変更対比表（様式第6号）

※経費（配分）の変更がある場合

- (3) その他

※添付書類

別表2に掲げる書類のうち市長が必要と認めるもの。

様式第6号（第10条第1項）

収支予算書変更対比表

収入の部

（単位：円）

科目	変更前金額	変更後金額	補助率・負担率	摘要
市補助額				
合計				

支出の部

事業内容	科目	変更前金額 (補助対象経費)	変更後金額 (補助対象経費)	変更後積算明細
	小計			
	小計			
	小計			
合計				

佐世保市指令 商第 号
年 月 日

様

佐世保市長 印

佐世保市魅力ある商店街創出支援事業変更決定通知書

年 月 日付で変更の届出のあった佐世保市魅力ある商店街創出支援事業について、
年 月 日付 佐世保市指令 商第 号により通知した決定の内容を下記のとおり変更したので、佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 変更前の交付決定額 円
- 3 変更後の交付決定額 円
- 4 事業変更の内容

年 月 日

佐 世 保 市 長 様

住所
団体名
代表者名
電話番号

佐世保市魅力ある商店街創出支援事業遂行状況報告書

年 月 日付佐世保市指令 商第 号により佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金の交付決定を受けた補助事業について、佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業遂行状況（様式第9号）
- 2 その他

様式第9号（第11条第1項）

事業遂行状況

1 総事業費支出状況

事業内容	科目	交付決定時 総事業費	総事業費 支出済額	備考
	小計			
	小計			
合計				

※対象外経費がある場合は2段書とする(カッコ書きで下段に)。

2 補助金支払状況

	事業開始年月日	年 月 日	備考
概算払の状況	補助金受入年月日	年 月 日	

3 補助事業進捗状況

(補助事業のうちすでに実施したものについて、実施時期、場所、内容等を記載すること。)

佐 世 保 市 長 様

住所
 団体名
 代表者名
 電話番号

佐世保市魅力ある商店街創出支援事業実績報告書

年 月 日付佐世保市指令 商第 号により佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金の交付決定を受けた補助対象事業の実績について、佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

補助対象事業の名称			補助金交付決定額		
			円		
契約年月日	年 月 日	事業開始(着工) 年月日	年 月 日	事業完了(設置) 年月日	年 月 日

1 事業の目的

2 事業の効果等

実施状況の詳細な内容と本事業により得られた成果(下記の項目等)を記載又は添付すること

- ① 委員会開催日時、場所、参加者、検討内容
- ② 講習会、展示会、イベント等の開催日時、場所、参加者数、内容、写真等
- ③ 委託先、委託契約期間、委託内容、報告書
- ④ 工事等にあつては、工事前、工事中及び完成写真
- ⑤ 事業の成果(詳細に記入すること)
- ⑥ 今後の商店街活性化への取り組み

3 関係書類

- (1) 収支決算書(様式第11号)
- (2) 補助対象事業に要した費用を証する書類
- (3) 視察を行った場合は、視察個別票(様式12号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

佐 世 保 市 長 様

住所
団体名
代表者名
電話番号

佐世保市魅力ある商店街創出支援事業に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付佐世保市指令 商第 号により佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金の交付決定を受けた補助対象事業の消費税仕入控除税額が確定したので、佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の確定額
金 円
- 3 補助金の確定時における消費税仕入控除税額
金 円
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 5 補助金返還相当額（4－3）
金 円
- 6 添付書類

注）確定した消費税仕入控除税額の積算内訳を添付すること。

様式第13号（第13条）

佐世保市指令 商第 号
年 月 日

様

佐世保市長 印

佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金を下記のとおり確定したので、佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 交付確定額 円

年 月 日

佐 世 保 市 長 様

住所
団体名
代表者名 印
電話番号

佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付請求書

年 月 日付佐世保市指令 商第 号により確定通知のあった佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金について、佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 事業の名称

2 交付請求額 金 円

振込先

金融機関名・支店名	
口座種別・口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

年 月 日

佐 世 保 市 長 様

住所
団体名
代表者名 印
電話番号

佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付請求書（概算払）

年 月 日付佐世保市指令 商第 号により決定通知のあった佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金について、佐世保市魅力ある商店街創出支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 事業の名称

2 交付請求額（概算払） 金 円

3 関係書類

- (1) 概算払を必要とする理由書
- (2) 請求内訳書
- (3) 着工又は出来高を証明する書類
- (4) その他市長が必要と認めた書類

振込先

金融機関名・支店名	
口座種別・口座番号	
フリガナ	
口座名義人	